

鹿児島工業高等専門学校器楽練習室使用内規

第1条 本校の器楽練習室の使用は法令、本校の規則並びに他に定めのある場合のほか、この内規の定めるところによる。

第2条 器楽練習室を使用する部は施設設備使用許可願を学生課学生係に提出し校長の許可をうけるものとする。

第3条 器楽練習室の使用許可期間は当該年度限りとする。ただし、願出により使用期間を更新することができる。

第4条 器楽練習室の使用を許可されている部が解散したとき及び共用室の使用が不要となったときは学生課学生係へ直ちに届け出ること。

第5条 器楽練習室の使用時間は7時30分から19時までとする。ただし、上記時間以外に使用するときは施設設備使用許可願を学生課学生係に提出するものとする。

第6条 器楽練習室の鍵は使用の都度守衛室で受領し使用后、直ちに返納すること。

2 器楽練習室を使用する部はその都度使用簿に記入すること。

第7条 器楽練習室を使用するときは次の事項を守ること。

- (1) 器楽練習室の使用は部員名簿をそえ、学生主事に願い出て許可を得た部に限るものとする。
- (2) 部活動の目的以外に使用しないこと。
- (3) 諸施設器具器材を大切にすること。
- (4) 常に清掃を行い、整理整頓に努めること。
- (5) 使用区分及び使用期間を守り他人に迷惑をかけること。
- (6) 火気を使用しないこと。
- (7) その他の指示事項を守ること。

第8条 使用者が故意又は過失により施設設備及び器具類を滅失、毀損したときは損害賠償の責を部で負うものとする。

第9条 器楽練習演奏音量は練習室から10mの距離で80デシベル以下とする。

第10条 この内規に反したときは、使用許可を取り消すことがある。

附 則

この内規は、昭和 53 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。